

## 第4章 安全保障輸出管理の基本となる業務

### I 安全保障輸出管理の対象

安全保障輸出管理制度は、国際的な平和および安全の維持を妨げることとなる輸出等を規制し、「貨物の輸出」、「技術の提供」および「仲介取引」が安全保障輸出管理の対象になっています。

#### 1 貨物の輸出

外為法において「輸出」の定義はありませんが、「輸出とは、貨物を本邦の領土から外国に向けて移動させる一連の行為をいう」と解されていますので、日本から外国に向けて輸送または持ち出される貨物はすべて輸出管理の対象になります。したがって、通常の商取引における製品の輸出だけでなく、

- ・海外で開催される展示会に出品すること
- ・外国から送られてきた装置などを返却するまたは修理のために送ること
- ・外国の機関で評価してもらうために試作品を送付すること
- ・自分が使用し持ち帰る装置などを携行して出国すること

なども輸出になり、管理の対象になります。

特定重要貨物であっても許可例外として経済産業大臣の許可が不要な場合があります。例えば、少額特例がありますが、この特例は、一定の金額以下であればすべて許可例外となるものではありません。したがって、一定の金額以下または無償の貨物の輸出を管理の対象から除外することはできません。少額特例は、仕向地および該当する政令・省令の項番により特例適用の可否が詳細に定められていますので、適用可否について正しく判断しなければなりません。

貨物の国内取引は原則として管理対象外となっていますが、輸出されることが明らかになっている国内取引の場合は輸出管理の対象とすることが要請されています。

## 2 技術の提供

「技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。」との解釈が通達で示されています。技術にはプログラムも含まれます（外為法では「ソフトウェア」の用語は使われていません）。

技術の提供に関する規制は、外為法25条1項で、

- ・ 特定技術を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者もしくは非居住者
- ・ 特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者

は、経済産業大臣の許可を受けなければならないとなっています。貨物の場合と異なり、技術については、提供することを目的とする取引が管理の対象となり、「もっぱら自己の用に供し、持ち帰る目的で技術を携行して出国すること」は、提供行為や取引には当たらないことから管理の対象になりません。一方、国内における技術の提供であっても、「特定国の非居住者への提供」は規制されますので管理の対象となります。

外為法25条3項では技術の持ち出し行為を規制していますが、あくまでも他者に提供することが明らかな場合を規制するものとされています。したがって、自己使用のために持ち出すことは規制対象ではありません。

特定技術の提供であっても、許可不要となるものがあります（貿易外省令9条2項）。この中で、取引の条件などにより限定されることなく規制から除外される例を表5に示します。これらは適用が限定されることなく許可不要となっていますので、管理の対象から除外することもできます。

なお、「電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為」は、特定の者への技術を提供することを目的とする取引でないことから、外為法の規制の対象になっていません。

## ＜表5 許可不要である技術を提供する取引の例＞

- \* 公知の技術を提供する取引または技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの
  - ・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、すでに不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
  - ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
  - ・工場の見学コース、講習会、展示会等において不特定多数の者が入手または聴講可能な技術を提供する取引
  - ・ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
  - ・学会発表用の原稿または展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手または閲覧可能とすることを目的とする取引
- \* 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
- \* 工業所有権の出願または登録を行うために、当該出願または登録に必要な最小限の技術を提供する取引



## 技術取引規制で何が変わったか —日本企業にとって基本的に従来と変わらない—

技術の仲介取引が新たに規制対象になった以外は、居住者である日本法人および日本人についてはこれまで実施している管理と基本的に変わりません。

技術取引規制の見直しの目的は、これまで規制の抜け穴となっている部分を塞ぐこと、および不正に技術が外国に持ち出される行為を規制対象にすることにあります。新たに規制対象となった具体的内容は次のとおりです。

- ① 国内の非居住者による外国に対して技術を提供する取引の規制
- ② 外国にいる居住者に対して技術の提供を行う取引の規制
- ③ 技術の持ち出し行為の規制
- ④ 技術の仲介行為の規制

①は、従来規制対象となっていなかった国内の非居住者から外国に対して技術を提供する取引を、居住者と同様に規制対象としたものです。

#### 第4章 安全保障輸出管理の基本となる業務

②は、これまで外国にいる居住者への技術提供はいかなる取引であっても規制されていませんでしたが、技術が特定国に提供されることが考えられている場合に規制されます。この規制は、あくまでも対外取引として技術を提供する場合に限定されています。したがって、外国に提供されることがあらかじめ明らかになっている技術であり、最終的に技術を受け取る者を対象に従来から管理している場合は特に大きな管理上の変更はありません。

③は、技術を不正に持ち出す行為そのものを規制するものです。この規制は、USBメモリーや紙媒体等何らかの有体物の持ち出しおよびインターネット等通信手段による国外への送信を対象としております。これまでも規制される技術は提供手段にかかわらず許可を取得しなければならないことになっており、手段としてのUSBメモリーでの提供あるいはメールで送信することも規制対象になっています。したがって、この項はあくまでも従来対処できなかった不正な行為を意図している者を規制対象にするものと考えられます。なお、提供しない技術を持ち出すことは従来通り規制対象外です。

④は、技術の仲介取引として新たに規制対象となったものです（外為法25条1項および外為令17条1項で読み込むことになっており、技術の仲介取引を規定する特定の条項はありません）。技術の仲介行為を行う場合は法令に基づく対応が必要となります。

なお、国内において居住者から特定国の非居住者への技術提供は、従来通り規制されています。



## 役務取引とは — 労務を提供することも輸出管理の対象? —

「役務」とは、広辞苑第六版によると「労働などによるつとめ」と記載されています。通常の社会生活において技術の提供が役務であるとは理解しがたいところがありますが、外為法では、「技術を提供することを目的とする取引」が役務取引として規制されています。

安全保障輸出規制では「技術を提供することを目的とする取引」が規制の対象であり、労務の提供は規制の対象になっていません。(提供される技術の形態として、技術データまたは技術支援によるものとされており、技術支援には技術指導やコンサルティングサービスが含まれていることから役務提供といえなくもありませんが、技術を提供することが規制の本質です。)

外為法25条では役務取引等として、

- 1 項および 2 項 技術を提供することを目的とする取引  
(役務取引許可申請書)
- 3 項 特定記録媒体等の輸出および電気通信による情報の送信  
(特定記録媒体等輸出等許可申請書)
- 4 項 仲介貿易取引 (仲介貿易取引許可申請書)
- 5 項 労務又は便益の提供を目的とする役務取引  
(役務取引許可申請書)
- 6 項 条約等に基づき定める役務取引等 (役務取引許可申請書)

が定められています。


安全保障輸出管理の対象となるのは、1 項～4 項です (2 項については現在規制の実態がありません)。

現実的な規制の対象を明確にするため、安全保障輸出管理では、外為法48条の貨物の輸出に関する規制に対して外為法25条1 項は技術の提供に関する規制と表現することも一般的になっています。

### 3 仲介取引

貨物の仲介貿易取引は、外為法25条4項の規定に基づき外為令17条3項で、売買のみならず貸借および贈与についても規制の対象となっています。

技術の仲介取引については、根拠規定として独立したものはなく、外為法25条1項および外為令17条1項の「特定の外国において提供することを目的とする取引」に含まれるものと解釈されています。

	<h2>仲介貿易取引規制が問題になるときは</h2>
<p>仲介貿易取引の規制は、下記のいずれかの取引に限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 武器（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物）</li><li>② 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合（大量破壊兵器キャッチオール規制の用途に関する要件およびインフォーム要件と同じ）</li></ul> <p>仲介貿易取引は、売買だけでなく貸借および贈与も規制の対象となっています。</p> <p>②の仲介貿易取引については、貨物の船積地域および仕向地のいずれもが輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）以外、すなわち、非ホワイト国間の仲介貿易取引にさらに限定されています。規制の対象となる貨物は輸出令別表第1の2から16までの項の中欄に掲げる貨物です。</p> <p>技術についても、上記貨物の仲介貿易取引と同様の要件で、外国において第三者より提供を受けた技術を直接外国間で取引の相手方に提供する仲介取引が規制されています。</p>	